| ●日 時 平成23年度自殺予防普及 学校パネル展のお知らせ 平成23年9月12日() 平成23年9月12日() 平成23年9月12日() 平成23年9月12日() 平成23年9月12日() ●場 所 北海道後志総合振興局 1 F 道民ホール 1 (223-1957 平成19年9月10日からちの大が自殺としたパ ネル展を開催いたします。 アモは19年6月策定の「自殺予防週間」~ 平成19年6月策定の「自殺予防週間」~ 平成19年6月策定の「自殺予防週間」~ 平成19年6月策定の「自殺予防週間」~ 23-1957 までお間い合わせください 男月25日() 9月の総会は、 9月の総会は、 9月の総会は、 19月25日() 午後1時30分開会予定です。 ※全国で年間3万人近くの方が自殺しているのが現状 です。 ※全国で年間3万人近くの方が自殺しているのが現状 5 (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) | ることができます。また、クレジッ たかードによる納付やインターネッ たかしていただけではな たがありますので、早め に、延滞金が課せられるだけではな たい方に対して、電話、書面、面談に たい方に対して、電話、書面、面談に たい方に対して、電話、書面、面談に たがのまま放置されると、強制徴 に、延滞金が課せられるだけではな たがありますので、早め たおこなっております。 たかのまま放置されると、強制徴 に、延滞金が課せられるだけではな たがありますので、早め たかのままな置されると、強制徴 たがありますので、早め たがありますので、早め たがありますので、早め たがありますので、早め たがありますので、早め たがありますので、早め たがありますので、早め たがありますので、早め たがありますので、早め たがありますので、早め たがありますので、早め たがありますので、早め たがありますので、早め たがありますので、早め たがありますので、早め たがありますので、早め たがありますので、早め たがありますので、早め たがありますので、早め たがありますので、日本年金機構では、国民年金保険 に、延滞金がありますので、日本年金機構では、国民年金保険 たがありますので、日本年金機構では、国民年金保険 たがありますので、日本年金機構で、そして便利 ただくよう案内 たた、今年4月から開始され、平成20 たいうら平成27年6月分まで遡及 す。 た、今年4月から法律が改正さ す。 た、今年4月から法律が改正さ す。 |
|---|--|
| 「 健康支援係 | ○ 「若年者(30歳未 ○ 「若年者(30歳未 ○ 「前本年者(30歳未 ○ 「前本年者(11年)」 ○ 「前本年金書所(11年)」 ○ 「「前本年金書)」 ○ 「「前本年金書)」 ○ 「「前本年金書)」 ○ 「「「「「「「」」」 ○ 「「」」 ○ 「「」」 ○ 「「」」 ○ 「」」 ○ 「」」 |
| 山 崎 一 雄 山 崎 一 雄 山 崎 一 雄 山 崎 一 雄 | 保保険 でお問い合わせください。 でお問い合わせください。 32 32 32 32 32 32 32 32 32 32 32 32 32 |

| 年金幾構から差られる枘寸書こより、5,250円です。保険料は、日本分までの国民年金保険料は、月額1平成26年4月分から平成27年3月 | 納付期限までに納めましょう。国民年金保険料は | 役場住民福祉課 | は な よ か の の で で の の で の で の の で の で の で の の で の で の の で の で の で の の で の で の の で の つ で の つ で の つ で つ で つ で つ で つ で つ で つ で つ で つ で つ で つ で つ つ で つ で つ で つ で つ で つ で つ で つ で つ で つ で つ つ つ つ つ つ つ つ つ つ つ つ つ |
|--|------------------------|--------------------|---|
| ます。 年金が受けられなくなる場合があり 年まや死亡といった不慮の事態が発 | 険料が納め忘れ | 国民年金保険料免除等の役場住民福祉課 | お願いします。の納付をお願いします。 |

| 受けられなくなる場合がありと、障害基礎年金や遺族基礎死亡といった不慮の事態が発料が納め忘れの状態で、万一 | 午金保険料免 | | します。 民年金窓口へご相談するようる制度がありますので、町役 |
|--|---------------|---------|------------------------------------|
| られなくなる場合があり障害基礎年金や遺族基礎納め忘れの状態で、万一 | 諸について | 役場住民福祉課 | 口へご相談するようありますので、町役 |

| 9月の小樽年金事務所 | までお問い合わせください | 〇 0134-23-4236 小樽年金事務所国民年金課 324-2111 内線32 | 役場住民福祉課 | 有している方等は、一度ご相談くだ申請を忘れていたために未納期間をとが経済的に困難になったものの、失業等により保険料を納付するこ |
|------------|--------------|--|---------|---|
|------------|--------------|--|---------|---|

| となっております。 | の有効期限は「平成26年9月30日」現在交付している国民被保険者証 | 国民健康保険証 | 役場住民福祉課 |
|-----------|-----------------------------------|---------|---------|
|-----------|-----------------------------------|---------|---------|

広報 きょうごく

16